

冬季休暇のお知らせ：令和7年12月27日(土)～令和8年1月4日(日)までお休みを頂きます

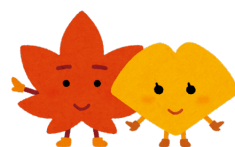
最近、入社間もない社員が、メンタル不全に陥り、休職を余儀なくされるという相談を受けます。要因は1つではないと思いますが、本人と受け入れ側の双方のコミュニケーション不足が大きいと思っています。

Z世代を中心にコミュニケーションの取り方に不安を抱えている人が多いと聞きます。このような人たちが、入社時に直面するのが職場の雰囲気や溶け込めないということです。また、受け入れ側の職場では、受け入れ態勢ができないまま、人の採用に踏み切るケースも多いようです。受け入れ態勢が整っている職場は、入社後にコミュニケーションを図り、安心して業務ができるようにフォローが出来ます。しかし、採用後のスキームが確立していない職場は、入社後のフォローが無いまま、現場に配属させるため、コミュニケーションをとるきっかけを失ってしまいます。そして、社員が「職場での孤独感」に陥ってしまいます。

JOB 総研では、毎年職場の孤独に関する実態調査を行っておりますが、今年の調査結果では、職場で孤独を感じた経験を持つ人が7割に達し、コロナ前調査の3倍以上に増えているようです。職場で孤独を感じると、早期退職につながったり、前述のようにメンタル不全による休職となるケースもあるわけです。さらに発展すると、休職理由が業務に要因があるとして、労災を申請する社員も見られるようになりました。会社が労災を認めるか否かにかかわらず、労災申請をされると慎重に対応せざるを得なくなってしまいます。そうならない為にも受け入れ態勢が整わない中での採用は、注意が必要だと思います。

社会保険労務士 鈴木隆彦

当所からのお知らせ



1. 被扶養者状況リスト(提出期限：令和7年12月12日)

令和7年10月下旬から順次「被扶養者状況リスト」を事業主様へ発送されます。

被扶養者資格の再確認をしていただく書類です。リストをご覧いただきまして扶養の削除漏れが見つかった場合には健康保険証を回収したうえで届出なければなりません。

提出期限は令和7年12月12日(金)です。当所へ社会保険手続きを依頼している事業所様は協会けんぽから用紙が届きましたら被扶養者について確認後、書類一式をお送りください。

2. 賞与支払届を忘れずに提出してください

当所へ社会保険手続きを依頼している事業所様は、賞与のお支払いがございましたら、また賞与支払届がお手元にございましたら当所までご一報ください。

3. 令和7年12月2日以降、けんぽ協会の健康保険証は使用できなくなります

令和7年12月2日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなります。

今後は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要になります。

令和7年7月以降より順次、被保険者様へ送付されておりますので今一度確認頂きますようお願いいたします。なお、令和7年12月2日以降使用できなくなった健康保険証は回収不要です。

12月2日以前に退職等で使用できなくなった場合には回収が必要になります。

※けんぽ協会の場合になりますので、他組合等の場合は当所までご確認ください。

健康保険の被扶養者認定について

令和8年4月1日以降のけんぽ協会の「健康保険の被扶養者認定」についての取り扱いが変更されます。今回は改めて健康保険の被扶養者についてご案内いたします。

●被扶養者の範囲とは？

①被保険者の直系尊属、配偶者(事実上婚姻関係と同様の人を含む)、子、孫、兄弟姉妹で、主として被保険者に生計を維持されている人 ※これらの方は必ずしも同居している必要はありません。

②被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人

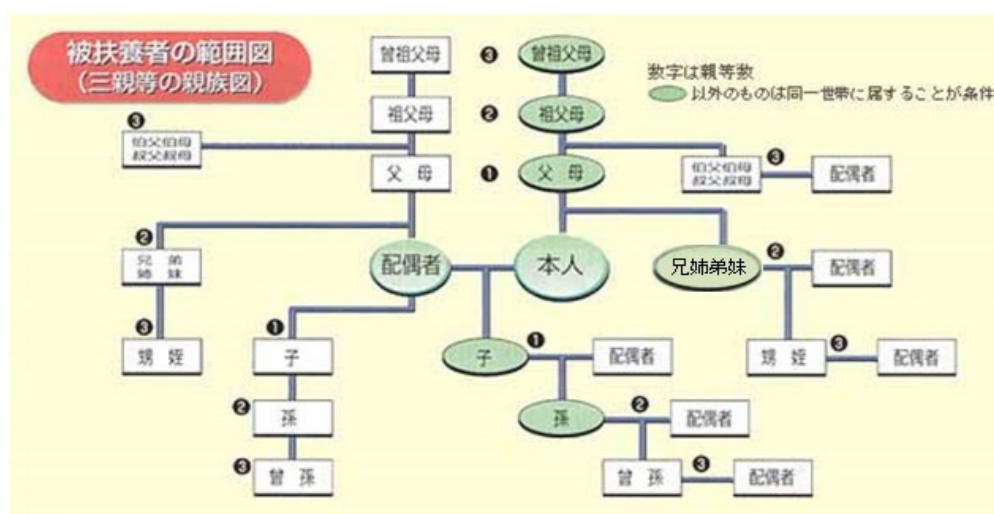
※「同一の世帯」とは同居して家計を共にしている状態をいいます。

(1)被保険者の三親等以内の親族

(2)被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子

(3) (2)の配偶者が亡くなった後における父母および子

※ただし、後期高齢者医療制度の被保険者等である人は除きます。



●被扶養者(認定対象者)の年収要件とは？

認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合	認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満、19歳以上23歳未満※1(配偶者を除く※2)の場合は150万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は被扶養者となります。
認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合	認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満、19歳以上23歳未満※1(配偶者を除く※2)の場合は150万円未満)であってかつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合は被扶養者となります。

※1 被扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判断します。

※2 配偶者とは被保険者の「夫」、「妻」、「内縁の夫」、「内縁の妻」を指します。

★認定対象者の年収の考え方 認定日が令和8年4月1日以降の場合★

この年間収入は現在、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから今後1年間の収入の見込みにより判定していますが、**認定日が令和8年4月1日以降となる場合には、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入(他の収入が見込まれない場合)より判定されることになります。**この際、**労働条件通知書等の添付が必要**となります。さらに労働条件に変更があった時には変更後の内容に基づき被扶養者に係る確認を実施し、労働条件変更の都度、労働条件の内容が分かる書面等の提出が求められることになります。